

健康・医療戦略推進専門調査会の設置について

〔平成 26 年 6 月 10 日  
健康・医療戦略推進本部決定〕

1. 健康・医療戦略推進本部長令（平成 26 年政令第 205 号）第 1 条の規定に基づき、健康・医療戦略推進法第 21 条に規定される所掌事務のうち、医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進に係る専門的な事項の調査のため、専門調査会を設置する。
2. 専門調査会の委員は、医療分野の研究開発に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3. 専門調査会の座長は、委員の中から本部長が指名する。
4. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. 専門調査会の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。
7. 「健康・医療戦略推進本部（平成25年8月2日閣議決定）」が廃止されたこととともない、廃止前の「医療分野の研究開発に関する専門調査会（平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部決定）」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、専門調査会に引き継がれるものとする。

健康・医療戦略推進専門調査会 委員名簿

芦田	耕一	株式会社INCJ執行役員マネージングディレクター ベンチャー・グロース投資グループ長
五十嵐	隆	国立成育医療研究センター理事長
小澤	敬也	自治医科大学名誉教授
神庭	重信	九州大学名誉教授
小原	雄治	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構ライ フサイエンス統合データベースセンター長
小安	重夫	国立研究開発法人理化学研究所理事
佐久間	一郎	東京大学大学院工学系研究科附属医療福祉工学開 発評価研究センター教授
鹿野	真弓	東京理科大学薬学部教授
高木	利久	富山国際大学学長
辻	淳子	辻法律特許事務所弁護士・弁理士
鳥羽	研二	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事 長特任補佐
◎永井	良三	自治医科大学学長
長野	哲雄	東京大学名誉教授
○宮園	浩平	東京大学大学院医学系研究科教授
武藤	香織	東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター公 共政策研究分野教授
脇田	隆字	国立感染症研究所長

※五十音順、◎座長、○座長代理